

岐阜競輪場自動販売機設置事業仕様書

1 名称

岐阜競輪場自動販売機設置事業仕様書

2 目的

岐阜競輪場の来場者のサービス向上のため、給茶機及び自動販売機(以下「自動販売機等」という。)を設置する。

3 貸付場所

- (1) 岐阜競輪場(岐阜市東栄町 5 丁目 16 番地 1)
- (2) 設置場所の詳細は別紙「岐阜競輪場自動販売機設置事業物件明細書(以下「物件明細書」という。)」のとおりとする。

4 貸付期間

契約締結日から令和 11 年 2 月 28 日まで

5 貸付面積

- (1) 別紙「物件明細書」に記載された最大貸付面積以下の範囲内で貸し付けるものとする。
- (2) 貸付面積には放熱余地及び回収ボックス設置部分、転倒防止用具部分を含むものとする。

6 最低貸付料

- (1) 使用面積(物件明細書ごとに小数点以下第 2 位まで算出し、第 3 位以下を切り上げる。)に下記に示す 1 m²当たりの貸付料(消費税及び地方消費税を含む。)を乗じて算出された金額(小数点以下の端数は切り捨てる。)を最低貸付料とする。

設置場所	貸付料
正面広場	6,764 円/m ²
サイクルプラザ	5,149 円/m ²
正面スタンド	6,764 円/m ²

- (2) 貸付料は年度ごとの納付とし、発注者が指定する納付方法で納入期限までに納付すること。

7 販売品目

- (1) 清涼飲料水等の飲料及び食料を取り扱うこととし、酒類の販売は行わないこと。
- (2) 競輪競技の運用に危険を及ぼさない商品を取り扱うこととし、販売内容については、別紙「物件明細書」のとおりとする。

8 設置する自動販売機の仕様

- (1) ユニバーサルデザイン、ノンフロン、省エネルギー(「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力の低減に資する技術等)に配慮した機種を設置するよう努めること。
- (2) 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守するよう努めること。
- (3) 新 500 円硬貨及び新紙幣が使用できること。
- (4) 電子マネー等のキャッシュレス決済に対応した機種を設置するよう努めること。
- (5) 転倒防止の措置(「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置)を講ずること。

9 維持管理

- (1) 商品補充(売り切れ防止等)、金銭管理(つり銭対応を含む。)など、自動販売機等の運営に関する維持管理は、受注者が対応すること。
- (2) 故障、問合せ、苦情等については、受注者の責任において、迅速に対応すること。
- (3) 賞味期限が切れた商品が販売されないよう注意するとともに、在庫補充管理を適切に行うこと。
- (4) 商品の取扱いに際し、必要な許可を取得し、その他関係法令等を遵守すること。
- (5) 販売する飲料及び食料に応じた回収ボックスを設置し、随時回収を行うこと。
- (6) 自動販売機等の内部・外部及び設置場所周辺の清掃を定期的に行い、美観及び衛生環境を損なわないように努めること。
- (7) 商品の搬入や廃棄物等の搬出時間及び経路は、発注者の指示に従うこと。
- (8) 受注者は貸付物件について自動販売機等を設置する目的以外に使用しないこととし、最善の注意をもって維持管理すること。

10 販売価格

- (1) 給茶機で提供する湯茶等は無料で提供することとし、提供するために必要な原材料及び消耗品費については、お茶 1 杯当たり 30 円(消費税及び地方消費税を含む。)、湯及び水 1 杯当たり 10 円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限として発注者の負担とすることができる。
- (2) 有料飲料の販売価格は、標準価格を参考に決定すること。
- (3) 正面スタンド 3 階有料席に設置する自動販売機で提供する飲料は、標準価格の半額程度で販売することとし、1 商品当たり 50 円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限として発注者の負担とすることができる。
- (4) 負担の方法については、発注者と協議の上決定する。

11 必要経費

- (1) 自動販売機等の設置及び撤去等に要する費用、清掃及び廃棄に要する費用は受注者の負担とする。
- (2) 電気及び水道料金を計測するための子メーター(計量法(平成 4 年法律第 51 号)により検定したもので、検定有効期間内であるもの)を受注者の負担により設置し、使用実績に基づいた電気料金及び水道料金を発注者が指定する納付方法で納入期限までに納付すること。
- (3) 自動販売機等の設置に当たり新たな工事が必要となる場合は、あらかじめ発注者の承諾を受けることとし、受注者の負担において工事を実施すること。

12 損害賠償等

- (1) 受注者に帰すべき事由により使用物件の全部又は一部を滅失または毀損したときは、受注者はその賠償の責めを負うものとする。
- (2) 受注者が設置した自動販売機等の倒壊、販売した飲料及び食料による食中毒等により第三者に損害を与えたときは、発注者に帰すべき事由がある場合を除き、受注者はその賠償の責めを負うものとする。

13 商品等の盗難又は毀損

設置された自動販売機等、商品及び売上金の盗難等については、発注者に帰すべき事由がある場合を除き、発注者はその責めを負わないものとする。

14 原状回復義務

契約期間が満了又は契約が解除された場合は、受注者の負担により速やかに原状回復すること。

15 その他

- (1) 自動販売機等の設置場所及び設置台数について変更がある場合は、受注者・発注者双方の協議により決定するものとする。
- (2) 電気設備点検等のため、事前に連絡の上、停電作業を実施することに留意すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、発注者と協議して決定するものとする。

岐阜競輪場の概要

1 場内施設について

- (1) 正面スタンド(SRC 造 4 階建地下 1 階 平成 5 年完成)
- (2) 岐阜サイクル会館(RC 造 5 階建 平成 7 年完成)
- (3) サイクルプラザ(RC 造 2 階建 平成 22 年完成)
- (4) 選手管理棟(RC 造 2 階建 令和 5 年完成)

2 場内設備について

- (1) 軽食喫茶 (正面スタンド 3 階)
- (2) 食堂売店 (サイクルプラザ 1 階)

3 本仕様書以外の自動販売機

- (1) カップ式自動販売機 1 台(正面スタンド 1 階)
- (2) ビン・缶・ペットボトル等自動販売機 2 台(選手管理棟)

4 競輪開催状況等

(1) 開催日数及び平均入場者数

年度	場外		本場	
	開催日数	平均入場者数	開催日数	平均入場者数
令和 5 年度	322 日	約 947 人/日	37 日	約 1,132 人/日
令和 6 年度	275 日	約 897 人/日	73 日	約 761 人/日

(2) 正面スタンド 3 階有料席入場者数

令和 5 年度 約 110 人/日

令和 6 年度 約 100 人/日